

2018年10月31日

電子決済等代行業者との接続に係る基準について

株式会社親和銀行（取締役頭取：吉澤俊介）は、銀行法等の一部を改正する法律（2018年6月1日施行）に基づき、「電子決済等代行業者との接続に係る基準」を策定しましたので、お知らせいたします。

当行は、お客さまにとって付加価値の高い金融サービスを提供するため、A P I を積極的に公開・活用し、電子決済等代行業者と連携・協働してオープンイノベーションを推進してまいります。

•内容につきましては、以下をご覧ください。

■電子決済等代行業者との接続に係る基準

《 本件に関するご照会先 》
親和銀行 営業推進部 総合営業支援グループ
担当：佐伯
TEL 0956 - 23 - 3576

以上